

評議員、理事及び監事に対する報酬等の支給基準

定款第14条並びに第31条に定めるとおり、この法人の評議員、理事及び監事は、無報酬とする。

ただし、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費及び雑費等の費用は、報酬とは明確に区分し支給する。

2023年4月

公益財団法人 令和環境財団